

## 令和5年10月以降のコロナ特例等の整理

令和5年9月26日  
公益社団法人 東京都医師会

令和5年10月以降、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例が変更されることになりました。変更点が多岐にわたっているため、特に外来・在宅医療を中心に変更点を簡潔にまとめました。参考までに、変更が無い項目についても記載しております。

### 〔外来〕

診療内容	5月8日以降の特例	令和5年10月以降の特例
感染患者や疑い患者の診療における感染予防対策	<p>① 300点 【院内トリアージ実施料(特例)】 請求コード:113045350</p> <p>▶受入患者を限定しないことを公表している外来対応医療機関 ※8月末迄に届出ている医療機関</p> <p>▶初・再診料が包括されている医学管理料においても算定可能</p>	<p>① 147点 【特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例)(10月以降)】 請求コード:113046250</p> <p>▶<u>受入患者を限定しないことを公表している外来対応医療機関</u></p> <p>▶初・再診料が包括されている医学管理料においても算定可能</p>
	<p>② 147点 【特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例)】 請求コード:113045450</p> <p>▶上記①に該当しない医療機関</p> <p>▶初・再診料が包括されている医学管理料においても算定可能</p>	<p>② 50点 【夜間・早朝等加算(特例)(10月以降)】 請求コード:113046650</p> <p>▶上記①に該当しない医療機関</p> <p>▶初・再診料が包括されている医学管理料においても算定可能</p> <p>▶本来の夜間・早朝等加算との併算定可能</p>
新型コロナウイルス感染患者の診療	<p>147点 【特定疾患療養管理料(100床未満・療養指導)(特例)】 請求コード:113045550</p> <p>▶家庭内の感染防止策や重症化した場合の対応等の療養指導を実施</p> <p>▶発症日から7日以内、算定可能</p>	<p><b>令和5年9月30日をもって 終了</b></p>
	<p>950点/回 【救急医療管理加算1(入院調整)(特例)】 請求コード:113045850</p> <p>▶コロナ患者の入院調整を行い、診療情報提供料1を算定している</p> <p>▶小児科外来診療料等も算定可能</p>	

<p>介護保険施設等に入所中の感染患者に対するオンライン診療</p>	<p>950点 【救急医療管理加算1 (オンライン)(特例)】 請求コード:180070250 ▶ 医師が看護師と共にオンライン診療を実施</p>	<p>300点 【院内トリアージ実施料 (オンライン)(特例)(10月以降)】 請求コード:180070950 ▶ 医師が看護師と共にオンライン診療を実施</p>
<p>罹患後症状(後遺症)の療養管理 ▶ 対面診療 ▶ 必要に応じ精密検査や専門医に紹介</p>	<p>147点(3か月に1回) 【特定疾患療養管理料(100床未満・罹患後症状持続)(特例)】 請求コード:113045950 ▶ 診断後3か月以上経過し、かつ罹患後症状が2か月以上持続している回復患者 ▶ 都の「コロナ後遺症対応医療機関」に登録する必要がある</p>	<p>変更なし (令和6年3月31日まで)</p>

〔在宅医療(往診、訪問診療等)〕

診療内容	5月8日以降の特例	令和5年10月以降の特例
<p>感染患者や疑い患者の往診・訪問診療における感染予防対策</p>	<p>300点 【院内トリアージ実施料(特例)】 請求コード:113045350</p>	<p>50点 【看護配置加算(1日につき)(特例)(10月以降)】 請求コード:113046750</p>
<p>患者等の求めに応じ、緊急に実施した往診や訪問診療 ▶ 感染患者</p>	<p>950点 【救急医療管理加算1 (緊急の往診等)(特例)】 請求コード:180070050</p> <p>325点、650点、750点、850点 【緊急往診加算】 ▶ 算定要件を満たしていれば算定可</p>	<p>300点 【院内トリアージ実施料(在宅)(緊急往診等)(特例)(10月以降)】 請求コード:180070850</p> <p>変更なし</p>
<p>同一患家2人目以降の往診 ▶ 感染患者</p>	<p>950点 ▶ 2人目以降の往診料は算定できないが、【救急医療管理加算1(緊急の往診等)(特例)】は算定可能</p>	<p>300点 ▶ 2人目以降の往診料は算定できないが、【院内トリアージ実施料(在宅)(緊急往診等)(特例)(10月以降)】は算定可能</p>
<p>在宅酸素療法指導管理料2 ▶ 感染患者</p>	<p>2,400点 【在宅酸素療法指導管理料 (その他)(特例)】 請求コード:114055550 ▶ 酸素ボンベ加算等も、算定要件を満たしていれば算定可能</p>	<p>変更なし</p>

〔在宅医療(訪問看護)〕

診療内容	5月8日以降の特例	令和5年10月以降の特例
<p>感染患者及び疑い患者に実施する訪問看護・指導</p>	<p>250点 【在宅移行管理加算(特例)】 請求コード:114056450</p>	<p>100点(月1回) 【在宅移行管理加算(特例)】 請求コード:114056450 ※コードは変わらず、点数のみ変更 ▶ 精神科訪問看護・指導料を算定する場合、在宅患者訪問看護・指導料は算定せず、精神科訪問看護・指導料とこの特例加算を算定する ▶ 既に従来の【在宅移行管理加算】を算定している場合も、特例加算を別途算定可</p>
<p>感染患者に緊急に実施する訪問看護・指導</p>	<p>265点 【緊急訪問看護加算(特例)】 請求コード:114056550 ▶ 診療所や在宅療養支援病院以外でも算定可</p>	<p>変更なし</p>
<p>感染患者に緊急に実施する訪問看護</p>	<p>520点 【長時間訪問看護・指導加算(緊急)(特例)】 請求コード:114056650 ▶ 「長時間」とあるが、時間は問わない</p>	<p>208点/日 【長時間訪問看護・指導加算(緊急)(特例)】 請求コード:114056650 ※コードは変わらず、点数のみ変更 ▶ 「長時間」とあるが、時間は問わない ▶ 精神科訪問看護を実施した場合、【長時間精神科訪問看護・指導加算(緊急)(特例)】を算定する 請求コード:180070350</p>
<p>感染患者の訪問看護・指導計画を作成し実施する訪問看護・指導</p>	<p>260点 【長時間訪問看護・指導加算(特例)】 請求コード:114056750 ▶ 「長時間」とあるが、時間は問わない</p>	<p>104点/日 【長時間訪問看護・指導加算(特例)】 請求コード:114056750 ※コードは変わらず、点数のみ変更 ▶ 「長時間」とあるが、時間は問わない ▶ 訪問看護・指導計画に定めた精神科訪問看護を実施した場合には、【長時間精神科訪問看護・指導加算(特例)】を算定する 請求コード:180070450</p>
<p>在宅患者訪問看護指導料等及び特別訪問看護指示加算 ▶ 感染患者</p>	<p>14日を超えて週4日以上 of 頻回の訪問看護・指導が必要な場合、同一月に更に14日を限度に在宅患者訪問看護・指導料等を算定できる。また、この場合、同一月に2回特別訪問看護指示書を交付することができ、2回目の交付であっても、特別訪問看護指示加算(100点)を算定できる。</p>	<p>変更なし</p>

〔介護医療院等又は介護老人福祉施設〕

診療内容	5月8日以降の特例	令和5年10月以降の特例
介護保険施設等に入所中の感染患者への緊急往診	<p>2,850点</p> <p>【救急医療管理加算1(施設内療養・緊急の往診等)(特例)】</p> <p>請求コード:180070150</p>	<p>950点</p> <p>【救急医療管理加算1(施設内療養・緊急の往診等)(特例)】</p> <p>請求コード:180070150</p> <p>※コードは変わらず、点数のみ変更</p>
	<p>325点、650点、750点、850点</p> <p>▶ 配置医師等は初・再診、往診料等を算定できないが、【緊急往診加算】は算定可能</p>	<p>変更なし</p>
介護保険施設等に入所中の感染患者の診療における感染予防対策	<p>300点</p> <p>【院内トリアージ実施料(特例)】</p> <p>請求コード:113045350</p> <p>▶ 配置医師等は初・再診、往診料等を算定できないが、【院内トリアージ実施料(特例)】は算定可能</p>	<p>50点</p> <p>【看護配置加算(1日につき)(特例)(10月以降)】</p> <p>請求コード:113046750</p> <p>▶ 配置医師等は初・再診、往診料等を算定できないが、【看護配置加算(1日につき)(特例)(10月以降)】は算定可能</p>
介護保険施設等に入所中の感染患者に対するオンライン診療【再掲】	<p>950点</p> <p>【救急医療管理加算1(オンライン)(特例)】</p> <p>請求コード:180070250</p> <p>▶ 医師が看護師と共にオンライン診療を実施</p>	<p>300点</p> <p>【院内トリアージ実施料(オンライン)(特例)(10月以降)】</p> <p>請求コード:180070950</p> <p>▶ 医師が看護師と共にオンライン診療を実施</p>
介護保険施設等に入所中の感染患者に対する酸素療法に関する指導管理	<p>2,400点</p> <p>【在宅酸素療法指導管理料(その他)(特例)】</p> <p>請求コード:114055550</p>	<p>変更なし</p>
抗ウイルス剤	<p>抗ウイルス剤(新型コロナウイルス感染症に効能・効果を有するもの)の薬剤料は介護保険ではなく医療保険にて算定</p> <p>→全額公費負担</p>	<p>抗ウイルス剤(新型コロナウイルス感染症に効能・効果を有するもの)の薬剤料は介護保険ではなく医療保険にて算定</p> <p>→自己負担金の上限額設定あり(1割:3,000円、2割:6,000円、3割:9,000円)</p>

## 〔公費負担〕

令和5年10月以降、新型コロナウイルス感染症の治療薬については自己負担なしの扱いから一定の自己負担を求める扱いに、入院医療費については一部公費支援の割合が縮小されます。別添の令和5年9月15日付厚労省発表資料8ページ「患者等に対する公費支援」、9ページ「(参考)新型コロナ医療費の自己負担イメージ」と併せてご確認ください。

### ● 治療薬に関する公費負担特例

項目	5月8日以降の特例	令和5年10月以降の特例
公費支援対象	新型コロナウイルス治療薬の薬剤料のみ公費支援対象となり、患者の自己負担は無し (解熱剤や処方箋料等は公費対象外)	新型コロナウイルス治療薬の <b>薬剤料の一定額</b> のみ公費支援 (解熱剤や処方箋料等は公費対象外) ※自己負担の上限額は医療費の自己負担割合に応じて設定される ・1割の患者:負担上限3,000円 ・2割の患者:負担上限6,000円 ・3割の患者:負担上限9,000円 ※薬剤費が包括される医学管理料等*を算定する患者に対してコロナ治療薬を処方した場合も、別途薬剤費を算定可
公費負担番号等	公費負担番号【28132801】 受給者番号【9999996】	変更なし (令和6年3月31日まで)

\*…小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料、在宅がん医療総合管理料

### ● 入院医療費に関する公費負担特例

項目	5月8日以降の特例	令和5年10月以降の特例
公費支援対象	新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費のみ公費支援対象となり、患者の高額療養費の自己負担限度額から2万円を減額 (もともと治療中であった傷病の医療費については公費対象外)	新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費のみ公費支援対象となり、患者の高額療養費の自己負担限度額から <b>1万円</b> を減額 (もともと治療中であった傷病の医療費については公費対象外)
公費負担番号等	公費負担番号【28132702】 受給者番号【9999996】	変更なし (令和6年3月31日まで)

※入院医療費の公費負担額の算定には複雑な計算が行われるため、個別案件や計算式の詳細につきましては、審査支払機関(支払基金、国保連合会)に直接お問い合わせください。



## 5. 患者等に対する公費支援

- コロナ治療薬や入院医療費の自己負担分に係る公費支援については、患者の急激な負担増が生じないように配慮しつつ、見直しを行った上で継続する。

	9月までの取扱い	10月以降の対応
治療薬	コロナ治療薬の費用は全額公費支援 (外来・入院)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 他の疾病との公平性の観点も踏まえ、<u>自己負担なしの扱いから、一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続。</u></li> <li>➤ 自己負担の上限額は、医療費の自己負担割合に応じて段階的に、<u>1割の方：3,000円、2割の方：6,000円、3割の方：9,000円とする。</u> 3割の方でも、重症化予防効果のあるラゲブリオ等の薬価（約9万円）の1割程度（9,000円）にとどまるように見直す。</li> </ul>
入院医療費	高額療養費制度の自己負担限度額から2万円を減額	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コロナの入院期間は、5類移行後、インフルエンザとほぼ同様な状態に近づいている。 ※平均入院日数 コロナ：約10日⇒約7日、インフル：約6日 一方で、診療報酬上の特例加算は見直されているものの、インフルエンザとはまだ差がある状況。</li> <li>➤ 他の疾病との公平性の観点も踏まえ、入院医療費については、<u>高額療養費制度の自己負担限度額から1万円の減額に見直して公費支援を継続。</u></li> </ul>

※冬の感染拡大に備える観点から、以下についても10月以降継続

- ・高齢者施設等における行政検査（陽性者発生時の検査、従事者への集中的検査）
- ・自治体が設置する受診相談（発熱時等の受診相談、陽性判明後の体調急変時の相談）の窓口への公費支援

# (参考) 新型コロナ医療費の自己負担イメージ

## <外来医療費>

		~R5/5/7	R5/5/8~	R5/10/1~	完全移行後
		外来治療費、治療薬とも全額公費支援	治療薬は全額公費支援	治療薬は一定の自己負担(定額)	外来治療費、治療薬とも通常の自己負担
医療費の負担割合	1割 (住民税非課税、~年収約200万)	0円	1,390円 (うち薬剤費0円)	4,090円 (うち薬剤費3,000円)	8,000円(※)~10,520円 (うち薬剤費9,430円)
	2割 (年収約200万~約370万)	0円	2,780円 (うち薬剤費0円)	8,180円 (うち薬剤費6,000円)	18,000円(※) (うち薬剤費18,860円)
	3割 (年収約370万~)	0円	4,170円 (うち薬剤費0円)	12,270円 (うち薬剤費9,000円)	31,570円 (うち薬剤費28,290円)

【前提】75歳以上の例。治療薬は重症化予防効果のあるラゲブリオ(1治療あたり薬価94,312円)を想定  
※高額療養費を適用

## <入院医療費>

	~R5/5/7	R5/5/8~	R5/10/1~	完全移行後
75歳以上(1割負担) ※「~年収約370万」の所得区分には2割負担も含まれる。				
住民税非課税(所得が一定以下)	0円	0円	5,000円	15,000円(※)
住民税非課税	0円	4,600円	14,600円	24,600円(※)
~年収約370万	0円	37,600円	39,800円~47,600円	39,800円~57,600円(※)

【前提】コロナは7日間、インフルは6日間の入院を想定。治療薬代は除く  
R5/5/8~は自己負担上限額を2万円程度、10/1~は1万円程度減額する公費支援を適用  
※高額療養費を適用